

議案第1号

愛西市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

愛西市いじめ問題対策連絡協議会等条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市いじめ問題対策連絡協議会等を設置し、必要な事項を条例で定める必要があるからである。

愛西市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 愛西市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第9条）

第3章 愛西市いじめ問題専門委員会（第10条—第13条）

第4章 愛西市いじめ問題調査委員会（第14条—第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、愛西市が設置する愛西市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 愛西市いじめ問題対策連絡協議会
（連絡協議会の設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、愛西市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（連絡協議会の所掌事務）

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（連絡協議会の組織）

第4条 連絡協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる機関及び団体に所属する者のうちから愛西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 愛西市立学校
- （2） 教育委員会事務局
- （3） 海部児童・障害者相談センター

- (4) 名古屋法務局津島支局
- (5) 愛知県津島警察署
- (6) 健康子ども部子育て支援課
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が連携を必要と認める機
関及び団体
(連絡協議会の委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
(連絡協議会の会長)

第6条 連絡協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
(連絡協議会の会議)

第7条 連絡協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、教育長が招集する。

- 2 連絡協議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(連絡協議会の関係者の出席等)

第8条 会長は、連絡協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。
(連絡協議会の庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

第3章 愛西市いじめ問題専門委員会

(専門委員会の設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、愛西市いじめ問題専門委員会
(以下「専門委員会」という。)を置く。

(専門委員会の所掌事務)

第11条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、法第1条に規定する
いじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項につ
いて調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(専門委員会の組織)

第12条 専門委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経
験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(連絡協議会の規定の準用)

第13条 第5条から第9条までの規定は、専門委員会について準用する。
この場合において、第6条、第7条第1項及び第2項並びに第8条中「会
長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

第4章 愛西市いじめ問題調査委員会

(調査委員会の設置)

第14条 法第30条第2項の規定に基づき、愛西市いじめ問題調査委員会
(以下「調査委員会」という。)を置く。

(調査委員会の所掌事務)

第15条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定によ
る調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(調査委員会の委員の任期)

第16条 委員の任期は、委嘱の日から諮問内容についての調査及び答申の
完了する日までとする。

(連絡協議会及び専門委員会の規定の準用)

第17条 第6条から第9条まで及び第12条の規定は、調査委員会につ
いて準用する。この場合において、第6条、第7条第1項及び第2項並びに
第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、第7条第1項中「教育長」と

あるのは「市長」と、第9条中「教育委員会事務局教育部学校教育課」とあるのは「企画政策部経営企画課」と、第12条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会又は専門委員会若しくは調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会又は専門委員会若しくは調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年愛西市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表非常勤消防団員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会 委員長	日額 6,800円
委員	日額 6,500円
いじめ問題専門委員会 委員	日額 15,000円
いじめ問題調査委員会 委員	日額 15,000円